

平成27年度

福島県環境審議会 全体会 議事録

(平成27年10月16日)

1 日 時

平成27年10月16日(金)

午後 1時30分 開会

午後 3時00分 閉会

2 場 所

消費生活センター研修室

3 議 事

産業廃棄物税のあり方について(答申案)

4 出席委員

石田順一郎 大迫政浩 河津賢澄 菅井ハルヨ 長林久夫
油井妙子 和合アヤ子 和田佳代子 渡邊 明 市川陽子(代理:八巻秀一)
佐藤俊彦(代理:木村光政)

5 欠席委員

菅野 篤 崎田裕子 清水晶紀 高荒智子 中野 豊 橋口恭子
馬場孝充 細谷寿江 山口信也 芳見弘一

6 事務局出席職員

長谷川 生活環境部長
大 島 生活環境部次長(環境保全担当)
橋 本 産業廃棄物課長
小 池 産業廃棄物課主幹兼副課長

7 内 容

(1) 開 会(司会:國井産業廃棄物課主任主査)

(2) 挨拶 長谷川生活環境部長

(3) 議事録署名人

議事に先立ち、長林会長から議事録署名人として大迫委員と菅井委員が指名された。

(4) 議 事

河津第2部会長より、答申案のとりまとめに係る第2部会での審議の経過及び答申案の概略について説明があった。

続いて、事務局(橋本産業廃棄物課長)から資料1及び資料2により、「福島県産業廃棄物税の今後のあり方について(答申案)」の概要を説明した。

その後、以下の質疑等が行われた。

【長林会長】

資料2の「福島県産業廃棄物税の今後のあり方について（答申案）〈概要版〉」は県民への周知という観点から答申案（本編）との関係でどのような取扱いになるのか。

【橋本産業廃棄物課長】

答申案が本審議会での審議の上、承認され、答申となった際に、答申書（本編）をホームページに掲載して周知を図りたいと考えている。この時、答申書（本編）ではページ数が多いので、本概要版を併せて掲載し、周知を図っていきたいと考えている。

【石田委員】

資料1の2ページ「2 本県の産業廃棄物の状況」の「(3) 県外への搬出量・県外からの搬入量の状況」について、県外から県内にはどのような産業廃棄物が入ってきているのか、また、県外への搬出量と県外からの搬入量の双方向で増加傾向になっているのはなぜか。

【橋本産業廃棄物課長】

震災からの復興が進むとともに、経済活動が回復し、産業廃棄物に関しても県境をまたいだやりとりが盛んに行われるようになってきている。また、廃棄物が処理の過程で県内と県外を往復するようなケースもある。このようなことから双方向で増加傾向にあるものと考えている。

【長林会長】

県外から県内への産業廃棄物の流れを理解するため、県外から県内に入ってくるものについては、制限が設けられていることについて補足説明をお願いしたい。

【橋本産業廃棄物課長】

昨年度、廃棄物処理計画を策定し、今年度から運用している。計画では、従前のおり県外から県内への産業廃棄物の搬入割合を県全体の最終年間処分量の20%以下とする目標値を維持している。ただ、この目標値は総量として目指すものであり、実際の各事業者からの報告を積み上げるとこのような結果になったということである。

【長林会長】

事業者から報告のあった数値を積み上げた結果で、処理されている産業廃棄物の中身については分からないということか。

【大島生活環境部次長（環境保全担当）】

廃棄物処理計画の中では、先ほどの県外からの受入量の目標値を含めて、産業廃棄物に係る各種データを掲載している。

まず、県外から県内に搬入されている産業廃棄物については、燃え殻、汚泥、廃油及び廃酸など多岐にわたっている。その中で、廃プラスチック類やばいじんの搬入量が多い状況にある。

一方、県内から県外に搬出されているものについては、燃え殻、廃プラスチック類及び鉱さいなどこちらも多岐にわたっている。その中で、燃え殻、鉱さいといったものの搬出量が多い状況にある。

【石田委員】

資料3の2ページ「2 税率について」のところに「～産業廃棄物の県内外の流出を助長しているという状況も見られない」と記載されてはいるが、1,000円/トンの税率が県外への搬出量と県外からの搬入量の双方向での増加傾向に影響を与えているといったことはないのか。

【橋本産業廃棄物課長】

1,000円/トンの税率が、県外への搬出量と県外からの搬入量の双方向での増加傾向に影響を及ぼしているとは考えていない。

【大迫委員】

答申の結論については妥当なものとする。その上で、税によって得られた財源の使い途について意見を述べたい。説明にあった最終処分量が増えている理由として、火力発電所のばいじんが増えていることがある。このばいじんの量を減らすためとか、あるいはリサイクルするための税の活用を考えてはどうか。また、再生可能エネルギーの整備に活用することで、火力発電所の必要性を減らしていくといった選択肢もあるのではないかと。産業廃棄物税を導入しているどこの道県でもそうであるが、産業廃棄物行政に限った税の活用をしている感じがしている。もっと、税の使途を広げていく議論があっても良いと考える。

【橋本産業廃棄物課長】

資料1の8ページに「産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業」というものがある。これは産業廃棄物排出事業者等に対する補助で、産業廃棄物の排出量削減のための設備の導入や技術の開発を支援するものである。お話にあった火力発電所のばいじんについても、この事業を活用することが可能である。

【渡邊委員】

資料1の14ページの搬入量が1万トンを超える者の課税の特例に対する税制等検討会からの意見で「税理論として、税の優遇制度は小規模事業者に適用するのが一般的で、大規模事業者に適用するのは原則的にあまり好ましいものではない」とは、当該特例を外せという意味なのか、それとも大規模事業者には適用するなという意味なのか。当該意見はどういった事情のもとに出されたものなのか。

【橋本産業廃棄物課長】

資料3の4ページ（問題提起）のところにあるように、税制等検討会の委員から2つの問題が提起された。

一つ目は本制度に関する見直しも2度目になることから、そろそろ大規模排出事業者に対する当該特例措置を見直してはどうかといった率直なものである。

二つ目は税の専門的知識を有する方からの意見で、本来税の特例措置は弱者に対して設けられるもので、それを大規模事業者に設けることは一般論として税の理論に反するといったものである。

【渡邊委員】

ここでいっている優遇措置とは産業廃棄物をたくさん出している者に対する優遇措置で、これを今後方向転換するということになるのか。

【橋本産業廃棄物課長】

本税は法定外地方税で、法律に基づくものではなく、県が独自の判断で設けているものである。この特例措置をなくすことになれば、該当する事業者の方には億単位の負担を求めることになる。このため、事業者の方の理解が簡単に得られるかどうかといった問題がある。また、本税を導入する時に、この特例措置を設けるに至った事情というものもある。このような様々な課題があり、現段階では、理論上正しいからということで、すぐに特例措置をなくすとはいえない。

なお、税制等検討会としての結論は、中間とりまとめの中で示した今後の進め方や考え方は適当であるということであった。

【佐藤委員 代理：木村氏】

次の3点について確認したい。

- 1 資料1の2ページ「(3) 他都道府県における税制度」のところで、「また、東北地方では6県全てで導入されている。」と記載している趣旨はなにか。
- 2 今後の最終処分量の全国的な傾向と本県の動向をどのように考えているのか。
- 3 産業廃棄物処理施設の整備促進のところに掲載されている事業は、調査研究が主である。産業廃棄物処理施設への支援についてはどのように考えているのか。

【橋本産業廃棄物課長】

まず、一点目については、単に近県の状況を述べたものである。

次に、二点目について、全国的な傾向としては環境省のデータによれば最終処分に戻るものは排出量の3%程度で、減量化やリサイクルの推進により少なくなっている。一方、本県の傾向については平成23年度に一旦減少した後、元に戻り、さらに増加している。最終処分されるものは排出量の10%程度で、全国平均に比べて比較的高い状況にある。これは、本県で排出される産業廃棄物の特徴として汚泥とばいじんの量が多いといったことが一つの要因と考えている。

なお、今後の本県の動向に関しては、経済活動の状況や浜通り地域に立地する火力発電所の稼働状況に大きく影響される面があることから、現時点で確定的に申し上げることはできない状況にある。

三点目については、現在、関係団体等からの要望を受けて、産業廃棄物処理施設の整備を支援するための事業としてどのようなことができるのか、調査、研究を進めているところである。ただし、その詳細については予算要求との兼ね合いがあり、今ここで申し上げることはできないのでご了承願いたい。

【大島生活環境部次長（環境保全担当）】

二点目に関して、補足説明をしたい。

県内の排出量に関しては廃棄物処理計画の中で、平成24年度の実績をベースとして平成32年度までの細かな将来予測をしている。その中で、平成24年度が約805万トンで、平成25年度には836万トンへと震災の影響により増加しているが、その後はなだらかに減少し平成32年度には833万トンに減少するとの予測をしている。一方、全国的には平成17年度、18年度がピークで、その後はなだらかに減少しているといった傾向になっている。

【和合委員】

資料1の11ページ「産業廃棄物管理票報告書受付管理事業」に関して、3点確認したい。

- 1 この事業は特に報告書をまとめるために実施しているものか。
- 2 なぜ、郡山市といわき市は除かれているのか。
- 3 この事業で報告のあったデータはどのように活用されているのか。

また、同じページの「産業廃棄物税交付事業」について、本事業の対象は中核市で実施された事業でなければならないのか確認したい。

【橋本産業廃棄物課長】

まず、一点目と三点目について説明したい。廃棄物処理法に基づき県への提出が義務づけられている管理票交付等状況報告書の受付事務をするものである。県内6地方振興局で、排出事業者の方から提出された報告書の受付事務を行っている。平成25年度では資料にあるように4,599件、285,041枚に係る報告書を受け付けている。

この報告書には産業廃棄物の種類、排出量及び処分先等が記載されている。これを分析することにより、どの排出事業者からどこの収集運搬事業者に依頼して、どこの処分場に運び込まれたのかが分かる。これにより、産業廃棄物の排出から処分に至る一連の流れを把握することができる。これを廃棄物処理計画を作成する上での基礎資料として活用している。

次に、二点目について、中核市では都道府県と同様の産業廃棄物行政が行われており、当該報告書についても両市でそれぞれ受付事務が行われていることから除外されている。

また、「産業廃棄物税交付事業」については、産業廃棄物税は、郡山市及びいわき市の最終処分場で処分される産業廃棄物に係る分も含めて、県が一括徴収している。一方、郡山市及びいわき市は県と同様の産業廃棄物行政における役割を担っていることから、県で一括徴収した税の一部を両市が独自に産業廃棄物行政を進めるための財源として交付金を交付している。

【佐藤委員 代理：木村氏】

産業廃棄物の県外への搬出量及び県外からの搬入量双方向での増加傾向にあることについて、放射性物質の影響が認められるのか確認したい。

【橋本産業廃棄物課長】

資料の中で示した数値から放射性物質による汚染が産業廃棄物の処理の流れにどのような影響を及ぼしているかを説明するのは難しい。

【長林会長】

資料の中で示したものは数値だけで、放射性物質による影響は分からないということか。

【橋本産業廃棄物課長】

放射性物質によるどのような影響があるのか、今後、管理票交付等状況報告書の内容を分析し、注視していくこととしたい。

【大迫委員】

特定産業廃棄物については、管理票にその旨を記載しなければならないことになっている。それを確認していけば放射性物質が産業廃棄物処理の流れにどのような影響を与えているのか把握できるのではないかと。

【長林会長】

この点に関しては、今後、県の方で注視していくことでお願いします。次に、本日、欠席の崎田委員から意見の提出があったので、事務局よりその説明をお願いします。

【橋本産業廃棄物課長】

崎田委員からの意見を読み上げる。

「答申案には賛同する。ただし、1万トンを超える者に対する特例措置及び併せ産廃の取扱については、次回見直しの時に検討できるよう、データの収集等に努めて欲しい。」

【長林会長】

いろいろと貴重な意見を出していただいたが、本答申案の内容で知事に答申することに各委員の皆様の賛同が得られたということによろしいかと。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【長林会長】

各委員の皆様の了承が得られたので、10月29日に知事に答申する。また、各委員の皆様には後日その写しを送付する。

(5) 閉会